

浄水場運転管理等業務 仕様書

令和7年8月
岡山県西南水道企業団

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、岡山県西南水道企業団（以下「委託者」という。）が管理する第4条に定める施設（以下「浄水場等」という。）の運転管理等を委託するにあたりその仕様を定め、浄水場等の安全な運用と適正な維持管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転管理 中央監視装置にて浄水場等の水量、薬品注入量等を調整し、水質基準に適合した浄水処理を行うこと。
- (2) 監視 中央監視装置にて浄水場等の制御系統に異常、故障等が無いか常時確認すること。
- (3) 巡視点検 主として五感（目視、聴音、触手、嗅覚など）によって異常を発見すること。
- (4) 応急措置 本格的な復旧までの間に行う、施設の機能維持を目的とした、事態に応じた必要な処置のこと。号機切替、バルブ操作等

(業務名及び範囲)

第3条 業務名は「浄水場運転管理等業務」（以下「業務」という。）とし、業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 浄水場等の運転管理及び監視
- (2) 浄水場等の水質管理
- (3) 浄水場等の巡視点検・保守点検
- (4) 薬品発注及び受入・薬品補充
- (5) 年次・月次点検
- (6) 緊急時（災害・停電・水質異常）の対応
- (7) 郵便及び電話受付業務
- (8) その他の附帯業務

(実施場所及び運転管理対象施設)

第4条 業務の実施場所及び運転管理対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 実施場所は、新庄浄水場（浅口郡里庄町新庄2番地）及び、鴨方浄水場（浅口市鴨方町小坂西2882番地）及び、笠岡配水池（笠岡市絵師582）及び、里庄配水池（浅口郡里庄町里見6840）及び、鴨方配水池（浅口市鴨方町鴨方2000-2）及び、寄島配水池（浅口市寄島町6875番地）及び、笠岡北配水池（笠岡市園井1664-2）及び、笠岡西配水池（笠岡市相生409-1）及び、鴨方北配水池（浅口市鴨方町みどりヶ丘3丁目1711-2）及び、里庄北配水池（浅口市鴨方町小坂西2882番地）とする。
- (2) 運転管理を行う対象施設は、新庄浄水場及び鴨方浄水場、その他、別表1-1から1-3に定める中央監視下にある場外施設とする。

(委託期間)

第5条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、業務着手前までに業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、業務を支障なく履行できるよう、従事する者（以下「従事者」という。）に研修を受けさせなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

(勤務形態)

第6条 業務の勤務形態は別表2のとおりとする。ただし、「笠岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」に改正があり、勤務時間に変更があった場合はその例による。

- 2 浄水場等の設備が自動化もしくは省電力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が打ち合わせの上、業務形態を変更できるものとする。

(受託者の責務)

第7条 受託者は、次の事項を十分に理解し、業務を履行しなければならない。

- (1) 水道に関する法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、常に善良なる管理者として責任を持って業務にあたること。
- (2) 浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- (3) 豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、委託者との連携を常に図り、迅速かつ的確にこれに対処できる体制を整えること。
- (4) 受託者は地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

(提出書類)

第8条 受託者は、業務の履行にあたり、契約書に定めのある書類のほか、次に定める書類を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務実施計画書（毎年）
- (2) 着手届
- (3) 統括責任者、副統括責任者選任届
- (4) 従事者届、従事者名簿、有資格者名簿及び経歴書
- (5) 雇用関係証明書（保険証の写し、または受託者の在籍証明書など）
- (6) 健康診断及び検便の結果表〔赤痢菌、サルモネラ菌（腸チフス菌及びパラチフス菌も含む）及びO-157〕（6か月毎）

(業務実施計画書)

第9条 前条に定める業務実施計画書は、次に掲げる内容とする。

- (1) 年間業務計画
- (2) 年間勤務割振予定表
- (3) 月間業務計画
- (4) 現場組織表
- (5) 緊急時体制

(勤務割の報告)

第10条 受託者は、従事者の勤務割表について、当該月分を前月の15日までに委託者に提出しなければならない。

(業務完了届等)

第11条 受託者は、1ヶ月間の業務が完了した場合には、当該月の業務完了届を、当該月末までに委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前項の業務完了届が委託者による検査に合格した後に請求関係の書類を提出することができる。

(業務記録の整備)

第12条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

- 2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けなければならない。

第2章 業務管理

(使用許可物品)

第13条 受託者は、委託者所有の物品等を使用する場合、事前に委託者の許可を受けなければならない。

(施設等の使用)

第14条 業務履行に必要な事務室、トイレ、備付器具等は、契約期間中、委託者が受託者に無償で使用させるものとする。受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって管理し、き損、汚損等が生じた場合の弁償は、受託者の負担とする。

2 受託者は、事務室等の使用に伴う光熱水費については、負担を要しないが節水及び節電に努めなければならない。

3 受託者は従事者に対し、火気の後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

4 従事者は、業務に従事するときは、無料で場内の委託者の指定した駐車場所を使用することができる。

5 従事者は、受託者の執務室及び業務遂行上立ち入る施設以外の場所に許可なく立ち入ってはならない。

(使用物品等の管理)

第15条 受託者は、第13条で定める使用許可物品又は前条で定める施設等の使用にあたっては、受託者の責任において維持管理にあたらなければならない。なお、受託者の故意又は過失により使用許可物品及び使用する施設内の物品等が滅失し、若しくは毀損し又はその返還が不可能になったとき、あるいは施設等の汚損があったときは、原状に復するか又は損害を賠償しなければならない。

(従事者)

第16条 従事者は、統括責任者、副統括責任者、主任、技能員で構成する。

2 受託者は、従事者のうち統括責任者及び副統括責任者を各1名ずつ選任し、委託者に統括責任者選任届及び副統括責任者選任届を提出しなければならない。なお、統括責任者及び副統括責任者が変更となる場合も同様とする。

3 次条の規定による資格を有するものを配置させ、委託者に従事者届を提出しなければならない。なお、従事者が変更になる場合も同様とする。

4 委託者は、従事者が業務の履行上著しく不適当と認められる場合は、受託者と協議のうえ、当該従事者の交代を受託者に要求することができる。

(従事者の資格)

第17条 従事者は、次に掲げる条件を全て満たした者を配置しなければならない。

(1) 統括責任者

次に掲げる要件を全て満たす者で、緊急時等においても直ちに新庄浄水場または鴨方浄水場に来ることができる者とする。

ア 高度な技術及び経験を有し、現場で従事する労働者を指揮監督する能力を有していること。

イ 水道技術管理者の資格又は水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有し、その他別表3に掲げる資格のうち2つ以上の資格を有していること。

ウ 国内の上水道の用に供する、20,000 m³/日以上施設の能力を有する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場）における運転管理の実務経験が5年以上あり、運転管理について高度な技術力及び的確な判断力を有していること。

(2) 副統括責任者

ア 統括責任者の補佐及び代行が可能であり、高度な技術及び経験を有し、業務について

的確な判断ができること。

イ 水道浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有し、その他別表 3 に掲げる資格のうち 2 つ以上の資格を有していること。

ウ 国内の上水道の用に供する、20,000 m³/日以上施設能力を有する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場）における運転管理の実務経験が 3 年以上あること。

(3) 主任

ア 高度な技術及び経験を有し、業務についての的確な判断ができること。

イ 水道浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有し、その他別表 3 に掲げる資格のうち 1 つ以上の資格を有していること。

ウ 国内の上水道の用に供する浄水場（凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水場）における運転管理の実務経験が 1 年以上あること。

(4) 技能員

運転管理及び監視、保全管理等の業務について必要とされる技能を伴った業務を行える者。

(従事者の職務)

第18条 従事者の職務は次のとおりとする。

(1) 統括責任者

ア 受託者の責任者として、他の従事者の指揮、監督、技術技能の向上、危機管理の教育、労働安全衛生の確保を行うとともに、事故防止に努めること。

イ 契約書、仕様書及びその他関係書類等（募集要領及び質問回答書を含む）により、業務の目的、内容を十分理解し施設の機能を把握するとともに、常に委託者と密接に連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(2) 副統括責任者

ア 統括責任者の補佐及び代行を行うこと。

イ 施設の機能を完全に掌握し、主任、技能員の技術及び技能の向上のための指導及び育成を行うこと。

ウ 統括責任者の命を受け、前条に定める職務を現場において実行すること。

エ 統括責任者に業務処理状況の報告を行うこと。

(3) 主任

ア 統括責任者及び副統括責任者の命を受け、施設の機能を完全に掌握し、技能員の指揮及び監督を行い、技能員の技術及び技能の向上のための指導及び育成を行うこと。

イ 統括責任者及び副統括責任者の命を受け、前条に定める職務を現場において実行すること。

ウ 統括責任者及び副統括責任者に業務処理状況の報告を行うこと。

(4) 技能員

ア 技能員は、統括責任者及び副統括責任者又は主任の命を受け、浄水場等施設設備の遠方監視による運転管理、巡視点検に係る各種作業を行うこと。

(従事者の服装等)

第19条 受託者は、従事者に作業に適した安全かつ清潔な統一した服装をさせ、身分を明示した名札を常に着用させなければならない。

(教育及び訓練)

第20条 受託者は、従事者に対して、業務に係る浄水場等の保全、保安に必要な知識及び技能に関する次に掲げる教育を年1回以上実施し、委託者に報告しなければならない。

- (1) 運転管理及び監視
- (2) 施設巡視点検
- (3) 緊急時の対応
- (4) 水質管理

2 受託者は、委託者が実施する次の訓練に参加させなければならない。

- (1) 災害対策訓練等
- (2) その他、委託者が必要とする訓練

(安全衛生管理)

第21条 受託者は、労働安全衛生法の規定により、従事者に対して、定期又は臨時の健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めなければならない。

- 2 受託者は、従事者に対して委託業務開始前までに、水道法第21条に基づく健康診断（以下「当該健康診断」という。）を行い、その結果を委託者に提出しなければならない。
また、委託期間中6か月ごとに1回以上従事者に当該健康診断を実施し、その結果を委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、当該健康診断の結果が陽性であった場合は、当該従事者を直ちに勤務停止し、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 4 受託者は、従事者がインフルエンザ等の感染症の診断を受けた場合、当該従事者を直ちに勤務停止し、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、災害防止関係法令等の定めるところにより、常に安全衛生管理全般に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。

第3章 業務内容

(運転管理及び監視)

第22条 従事者は、浄水場等の運転管理並びに監視等を次に定めるとおり実施し、記録するものとする。

(1) 運転管理

- ア 浄水場等に関する送水流量、ろ過流量の調整
ポンプの運転停止・バルブの開閉・設定値の変更等
- イ 浄水場等に関する取水流量、配水流量の調整
ポンプの運転停止・バルブの開閉・設定値の変更等
- ウ 浄水場等に関する薬品注入量の調整及び補充
設定値の変更等
薬品の発注・補充・受入
- エ 浄水場等に関する維持業務
ろ過池洗浄操作・汚泥処理に関する運転

(2) 対象施設の監視

- ア 受変電設備
- イ 原水流量、ろ過流量、送水流量、配水流量
- ウ 浄水池、配水池等の水位、残留塩素濃度
- エ ポンプ施設
- オ 浄水処理工程
- カ 薬品注入設備
- キ 汚泥処理設備
- ク 監視カメラ等による監視
- ケ その他管理運営上必要となる監視

(水質管理)

第23条 従事者は、次の水質管理を実施し、記録するものとする。

- (1) 浄水処理工程での濁度、pH値、残留塩素濃度等の監視
- (2) 薬品等の注入の監視及び制御
- (3) ジャーテストの実施
- (4) 異臭の確認
- (5) 原水及び浄水の水質監視用生物の監視
- (6) 配水池水質監視(濁度、残留塩素)

2 日常監視項目の保証水質、水質管理目標値については別表6、残留塩素濃度については、要求水準書による。

(巡視点検・保守点検及び水質検査)

第24条 従事者は、次に定める施設等の巡視点検・保守点検及び水質検査を実施し、記録するものとする。

(1) 浄水場等の施設の巡視点検・保守点検

- ア 受変電設備、導水設備、沈澱池、ろ過池、薬品注入施設(薬品残量確認含む)、ポンプ・バルブ施設、汚泥処理施設、場内建屋、敷地内
- イ 実施頻度、実施時間は委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(2) 浄水場等の水質検査

- ア 浄水水質検査(色・濁り・臭い・pH・残留塩素濃度・水温)、原水濁度測定(色・濁り・臭い)、ろ過水水質検査(色・濁り・残留塩素濃度)、浄水処理に伴うジャーテスト等の試験
- イ 実施回数、実施時間は委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(3) 配水池等の水質検査

- ア 浄水水質検査(色・濁り・臭い・pH・残留塩素濃度・水温)
- イ 実施回数、実施時間は委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(異常時の対応)

第25条 従事者は、運転監視及び巡視点検中に異常箇所、事故又は故障の発生した破損箇所を発見した場合は、委託者に報告しなければならない。また、対応可能なものについては、委託者と協議し、承認を受けて応急措置を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、直ちに応急措置を行うとともに委託者に連絡するものとする。

(受付業務)

第26条 従事者は、勤務時間内に電話及び訪問者があった場合、簡易なものは業務記録に残し、緊急の場合には委託者に連絡すること。

(見学者対応)

第27条 従事者は、委託者が許可した見学希望者に対して、案内、説明等を行わなければならない。また、質問事項に対する回答を作成しなければならない。なお、見学者対応の日程等の詳細は、事前に委託者から連絡するものとする。

(業務引継書の作成)

第28条 従事者は、業務引継書等を作成し、業務記録とともに次の勤務時間に従事する者（従事者又は職員）に引き継ぎを行わなければならない。

(日勤業務)

第29条 新庄浄水場及び鴨方浄水場日勤業務は、浄水場管理に必要な事項とし、次の内容とする。

- (1) 施設の巡視、施錠、防火及び清掃
- (2) 無線及び電話の受信並びに文書及び物品の受理
- (3) 火災、災害及び異常気象等の通報
- (4) 事故発生時の拡大防止と関係機関及び緊急連絡者への通報
- (5) 上水道管の破損、漏水事故及び施設故障時の関係職員への連絡
- (6) 作業日誌の記載及び引き継ぎ
- (7) その他必要と認める事項

2 新庄浄水場及び鴨方浄水場の日勤業務には技能員以上の者を配置すること

第4章 その他

(経費の負担)

第30条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品。
- (3) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品
- (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 巡視点検・応急措置に係る回路計、懐中電灯等の用具、工具、機器
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (6) 受託者が業務に使用する車両
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品
ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費
緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネット設置工事費及び維持費。ただし委託者が使用を認めた場合は、委託者所有の機器を利用できるものとする。
- (9) 備消耗品等の調達、管理費用
- (10) 各種保険の加入に係る費用

(仕様書未記載の業務)

第31条 受託者は、本仕様書に記載されてない事項であっても、運転管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(緊急時の支援)

第32条 受託者は、第3条第6号で定める大規模な災害や重大事故等の緊急事態が発生した場合、委託者の応援要請に対し、第9条第5号による緊急時の支援体制を編成し、可能な限り対応しなければならない。

(損害賠償責任)

第33条 受託者及び従事者は、業務の遂行に伴い故意又は過失によって浄水場等の機器の損傷及び停止等の影響を与えた場合、又はその他第三者に対して損害を与えた場合については、損害賠償の責めを負わなければならない。

(責任分担)

第34条 契約期間中に生じた運転および維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

2 業務範囲における責任分担の詳細については、別表4による。

(本業務実施におけるリスクマネジメント)

第35条 本業務実施における浄配水施設等の施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

2 リスクの分担は別表5による。

3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

- 4 受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(守秘義務)

第36条 受託者及び従事者は、業務実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。
委託業務期間終了後又は退職後も同様とする。

(疑義)

第37条 本仕様書に疑義を生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

(前期受託者からの業務引継ぎ)

第38条 受託者は、本委託期間の開始日までの間に、前期の同業務受託者から引き続き安全で安定した浄水場等の運転管理を行えるよう、当該業務の履行に関する引継事項の伝達を受けなければならない。

- 2 前項の引継期間は、本業務委託契約締結日から令和8年3月31日までの間とする。

(次期受託者への業務引継ぎ)

第39条 受託者は、本委託期間の終了日までの間に、次期の同業務受託者が引き続き安全で安定した浄水場等の運転管理を行えるよう、次期受託者に対し、当該業務の履行に関する引継事項の伝達を行わなければならない。

- 2 前項の引継期間は、次期業務委託契約締結日以降（解除により委託期間が期間途中で終了する場合は委託期間終了予定日）から令和13年3月31日（終了予定日）までの間とし、習熟訓練等に係る費用は受託者の負担とする。

別表 1－1 運転管理対象施設（第 4 条関係）

新庄浄水場

内訳	設備の概要
取水・浄水施設	高梁川表流水 浄水処理能力 30,000m ³ /日 沈砂池，導水管，着水井，活性炭・硫酸池，薬品沈澱池，急速ろ過池，浄水池
污泥処理施設	排水池，排泥池，污泥濃縮槽，脱水機，天日乾燥床
薬品注入施設等	PAC 注入設備，次亜塩素注入設備，活性炭注入設備，硫酸注入設備，軟水精製装置，ソーダ灰注入設備
送水施設	送水ポンプ設備，送水管
電気・中央監視施設	受変電設備，中央監視設備，計装設備，非常用発電機，テレメータ設備
配水池・調整池	笠岡配水池，鴨方配水池，寄島配水池，里庄配水池
加圧ポンプ所	北部加圧ポンプ室，工業用水ポンプ室

鴨方浄水場

内訳	設備の概要
取水・浄水施設	高梁川表流水 浄水処理能力 30,000m ³ /日 導水ポンプ設備，着水井，活性炭・硫酸池，薬品沈澱池，急速ろ過池，浄水池
污泥処理施設	排水池，排泥池，污泥濃縮槽，脱水機
薬品注入施設等	PAC 注入設備，次亜塩素注入設備，活性炭注入設備，硫酸注入設備，軟水精製装置，カセイソーダ注入設備
送水施設	送水ポンプ設備，送水管
電気・中央監視施設	受変電設備，中央監視設備，計装設備，非常用発電機，テレメータ設備
配水池・調整池	笠岡西配水池，笠岡北配水池，鴨方北配水池，里庄北配水池

別表 1－2

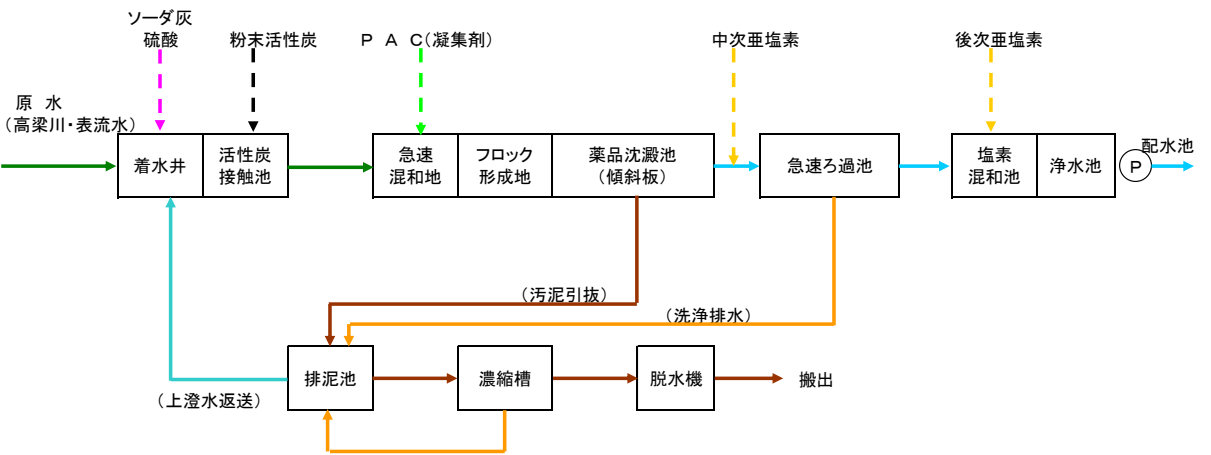
新庄浄水場

施設能力 30,000m³/日

原水量 30,000m³/日

名称 (位置)	新庄浄水場(浅口郡里庄町新庄2番地)		
	構造	能力	寸法
取水設備	沈砂池		3.5m×8.0m×3.5h
	導水管 SP(鋼管)	φ700 L=1,649m	
活性炭吸着設備	活性炭接触池 RC造 4池	有効容量 117m ³ /池	5.2m×6.25m×3.6h×4槽
	活性炭供給機 2台	1号 30～150kg/h 2号 0～30kg/h	
浄水設備	着水井 RC造 1池	125m ³	3.0m×11.6m×3.6h×1槽
	急速攪拌池 RC造 1池	22m ³	2.7m×2.7m×5.5h×1槽
	フロック形成池 1池	容量 467m ³ ×2池	12.5m×11.5m×4.35h
	傾斜板式沈殿池 2池	容量 933m ³ ×2池	23.95m×11.5m×4.87h
	急速ろ過池 6池	ろ過面積 37m ² ×6池	4.8m×7.7m
		ろ過速度 150m/日	
		処理水量 5,000m ³ /日/池	
	混和池 1池	有効容量 1,425m ³ (3池合計)	10.0m×4.0m×3.8h
	浄水池 1池		16.5m×18.0m×3.0h
	ポンプ井 1池		8.1m×17.8m×3.4h
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム注入機4台	中0.354ℓ/min (3台) 後0.63ℓ/min (2台)	
	ポリ塩化アルミニウム注入機 2台	0.925ℓ/min	
	濃硫酸注入機 2台	0.226ℓ/min	
	ソーダ灰注入機 2台	167ℓ/min	
送水設備	横軸両渦巻型ポンプ 6台	Q=4.5m ³ /min H=66m P=75kW	
配水設備	笠岡配水池 PC造 1池	有効容量 5,000m ³ HWL+51.10m LWL+44.00m	φ30.0m H=7.0m
	鴨方配水池 RC造 1池	有効容量 1,900m ³ HWL+51.00m LWL+47.00m	H=4.0m
	寄島配水池 RC造 1池	有効容量 1,200m ³ HWL+52.70m LWL+45.00m	φ14.0m H=8.0m
	寄島調整池 PC造 1池	有効容量 800m ³ HWL+49.00m LWL+45.00m	H=4.0m
	里庄配水池 RC造 1池	有効容量 800m ³ HWL+51.00m LWL+47.00m	H=4.0m
排水処理	汚泥池 RC造 1池	有効容量 320m ³	11.5m×9.35m×5.0h×1槽
	汚泥池返送ポンプ 1台	Q=1.7m ³ /min H=15m P=7.5kW	
	汚泥池給泥用ポンプ 2台	Q=0.2m ³ /min H=6m P=3.7kW	
	汚泥池移送ポンプ 1台	Q=1.0m ³ /min H=10m P=3.7kW	
	濃縮槽	有効容量 150m ³	φ8.00×3.00
電気設備	6.6kV受電 500kVA		
	440V 200kVA 非常用発電装置 ディーゼル方式1台 燃料タンク300ℓ 軽油		

新 庄 浄 水 場 浄 水 系 統 図



別表 1－3

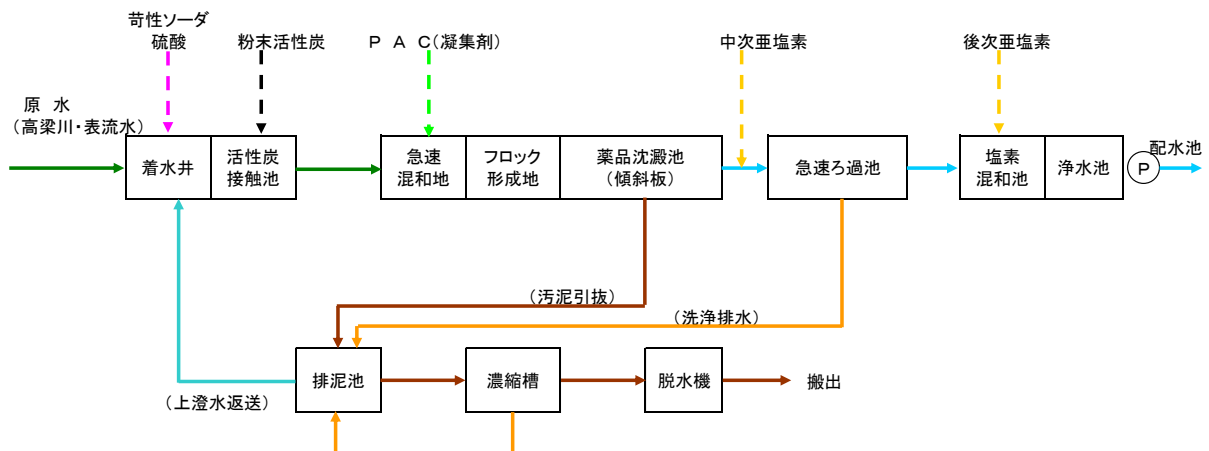
鴨方浄水場

施設能力 30,000m³/日

原水量 30,000m³/日

名称 (位置)	鴨方浄水場(浅口市小坂西2882番地)		
	構造	能力	寸法
取水設備	導水ポンプ井 1池	有効容量 111m ³	10.0m×4.50m×2.47h
	立軸水中モーターポンプ 3台	Q=5.52m ³ /min H=60m P=90kW	
活性炭吸着設備	活性炭接触池 RC造 4池	有効容量 117m ³ /池	5.2m×6.25m×3.6h×4槽
	活性炭供給機 2台	1号 30～150kg/h 2号 0～30kg/h	
浄水設備	着水井 RC造 1池	125m ³	4.5m×3.3m×3.5h×1槽
	分配槽 RC造 1池	34m ³	4.0m×2.6m×3.3h×1槽
	フロック形成池 2池	容量 333m ³ ×2池	9.9m×10.6m×3.17h
	傾斜板式沈殿池 2池	容量 1,082m ³ ×2池	21.4m×10.6m×4.77h
	急速ろ過池 6池	ろ過面積 45.57m ² ×6池	6.2m×7.35m
		ろ過速度 150m/日	
		処理水量 5,000m ³ /日/池	
	浄水池 1池	有効容量 670m ³	18.0m×9.3m×4.0h
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム注入機5台	中0.631ℓ/min (3台) 後0.429ℓ/min (2台)	
	ポリ塩化アルミニウム注入機 3台	0.965ℓ/min	
	濃硫酸注入機 2台	0.226ℓ/min	
	カセイソーダ注入機 2台	0.965ℓ/min	
送水設備	両吸込渦巻ポンプ 3台	Q=6.56m ³ /min H=58m P=90kW	
配水設備	笠岡西配水池 PC造 1池	有効容量 14,000m ³ HWL+54.10m LWL+44.00m	φ 42.5m H=10.1m
	笠岡北配水池 PC造 1池	有効容量 6,000m ³ HWL+95.00m LWL+87.00m	φ 31.0m H=8.0m
	鴨方北配水池 PC造 1池	有効容量 4,800m ³ HWL+92.80m LWL+84.80m	φ 28.0m H=8.0m
	里庄北配水池 PC造 1池	有効容量 3,000m ³ HWL+65.50m LWL+60.50m	φ 28.0m H=5.0m
排水処理設備	排水池 RC造 1池	有効容量 315m ³	10.0m×7.5m×4.5h×1槽
	上澄水返送ポンプ 2台	Q=1.6m ³ /min H=14m P=7.5kW	
	排水池排泥ポンプ 2台	Q=0.63m ³ /min H=5m P=3.7kW	7.0m×6.0m×4.0h×1槽
	排泥池 RC造 1池	有効容量 168m ³	
	排泥池排泥ポンプ 1台	Q=0.66m ³ /min H=10m P=3.7kW	
電気設備	6.6kV受電 500kVA		
	6.6kV 750kVA 非常用発電装置 ガスタービン方式1台 燃料タンク1800ℓ A重油		

鴨 方 浄 水 場 浄 水 系 統 図



別表 2 勤務形態（第 6 条関係）

（1） 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日

ア 新庄浄水場 日勤

勤務する日 全日業務とする。

勤務時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

イ 新庄浄水場 夜勤

勤務する日 全日夜間業務とする。

勤務時間 午後 4 時 3 0 分から翌朝 9 時 3 0 分までとする。

ウ 鴨方浄水場 日勤

勤務する日 全日業務とする。

勤務時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

エ 鴨方浄水場 夜勤

勤務する日 全日夜間業務とする。

勤務時間 午後 4 時 3 0 分から翌朝 9 時 3 0 分までとする。

別表 3 従事者の要件に係る各種資格

資 格 名		種 類 等
1	水道技術管理者	水道法施行令（昭和 32 年政令第 386 号）第 6 条に規定する資格を有する者
2	水道浄水施設管理技士	公益社団法人日本水道協会の水道浄水施設管理技士資格の認定・登録を受けた者（2 級以上）
3	電気工事士	電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 3 条に規定する者
4	危険物取扱者	消防法第 13 条の 2 第 1 項の免状の交付を受けている者（乙種 4 類以上）
5	酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）別表第 18 第 24 号又は第 25 号の技能講習を修了した者
6	特定化学物質（及び四アルキル鉛）等作業主任者	労働安全衛生法別表第 18 第 20 号の技能講習を修了した者等
7	クレーン運転士及び玉掛技能者	労働安全衛生法別表第 18 第 26 号又は第 27 号及び 36 号の技能講習を修了した者

別表 4

業務と責任分担表（第 34 条関係）

対象項目		責任分担	
		委託者	受託者
1. 財産管理	①行政財産使用許可	○	
	②占用許可申請	○	
	③管理用用地	○	
	④水利権許可	○	
2. 運転管理	①苦情処理		
	・ 苦情初期対応（電話対応）		○
	・ 苦情対応（現場対応）	○	
	②配水管事故		
	・ 漏水初期対応（電話対応）		○
	・ 漏水対応及び復旧対応	○	
	・ 大規模な漏水及び広範な断水を伴う漏水	○	
	③停電		
	・ 落雷等による停電初期対応（電話対応）		○
	・ 停電対応及び復旧対応	○	
	・ 送電事故等に伴う地域大規模停電	○	
	④施設事故（薬品漏洩，場内配管破損等）		
	・ 初期対応（簡易対応，電話対応）		○
	・ 事故対応	○	
	⑤見学対応		○
3. 浄水処理管理	①平常時の処理		○
	②施設故障時の処理		
	・ 供給水質に影響を与えない事態		○
	・ 減断水を伴う事態	○	
	③水質異常時の処理		
	・ 供給水質に影響を与えない事態		○
	・ 減断水を伴う事態	○	
4. 保全管理	①巡視点検		○
	②修繕	○	
	③埋設配管漏水復旧（導水暗渠，場内配管）	○	
	④応急措置		○
	⑤施設改良	○	
	⑥電気主任技術者	○	
5. 防災	①地震		

	・ 初期対応（運転管理・委託者への通報）		○
	・ 地震に伴う対応	○	
	②火災		
	・ 初期対応（消防通報・委託者への通報）		○
	・ 火災に伴う対応	○	
	③委託者の防災体制に基づく業務	○	

※注意 委託者に○が付いているものも、状況に応じ受託者も協力すること。

別表 5

リスク分担表（第 35 条関係）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約説明責任リスク	水道施設の能力，環境条件及び許認可関連等，委託者より提供された施設及び条件に瑕疵があった場合	○	
	委託者から説明された募集要項や業務委託要求水準書の誤りや条件の変更があった場合	○	
制度・法令リスク	委託業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により業務の履行が不可能になった場合，又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	
	関係機関の行政指導等により業務の中断，停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	受託者の責により関係機関の行政指導等により業務の中断，停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
	消費税などの税制の変更に伴うコスト増を招くようになった場合	○	
政治リスク	業務の履行に対して議会承認が得られず，業務の履行及び継続が困難な場合	○	
	委託者の政策変更や財政破綻等により事業内容の変更・中断に至り業務の履行が困難となった場合	○	
住民・法人対策リスク	住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	受託者の責により住民の反対運動や業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
経済変動リスク	電力等の公共料金が変動し，契約内での業務の履行が困難となった場合	○	
	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動，高騰により業務の履行が困難となる場合	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
契約リスク	委託者の責により、受託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受託者の責により、委託者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
契約不履行リスク	契約に規定された供給及び支給等の委託者の義務が履行されない場合	○	
	受託者の責により、契約に規定された供給及び支給等の義務が履行されない場合		○
環境保全リスク	受託者が事業を受託する前に、既に発生していた環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	受託者が事業を受託する前に既に発生していたかどうか不明な環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
需要予測リスク	突発事態以外の理由による計画異常の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	○	
	受託者の運転管理等が原因で、計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合		○
	受託者に非がない場合で、産業廃棄物の増加や操業障害、あるいは処理コスト増が生じた場合	○	
	委託者の指示に基づく修繕費や配水量の増加などの理由により、コスト増が生じた場合	○	
	委託者の指示に基づく故障対応における不良など、受託者の責によりコスト増が生じた場合		○
	受託者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		委託者	受託者
施設損傷リスク	受託者による不適切な異常時対応により，施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○
	受託者による不適切な運転管理により，施設の損傷や損害を与え，コスト増が生じた場合		○
	受託対象施設以外の施設や事象からの波及事故により，対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
不可抗力リスク	自然災害等の事象等により，対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
	受託者の責に帰することのできない大規模停電等の緊急事態により，設備が自動停止若しくは損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	○	
第三者賠償リスク	委託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受託者の責により生じた事故等に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
事故発生リスク	受託者による不適切な運転管理や異常時対応などにより，事故が発生した場合		○
	施設・設備の劣化等の瑕疵により事故が生じた場合	○	
	人身事故が発生した場合		○
財務・事業中止リスク	委託者の支払遅延・不払等	○	
	受託者の倒産等		○
	委託者の責により事業を中止する場合	○	
	受託者の責により事業を中止する場合		○

別表 6（第23条関係）

保証水質

	項目	水質	採水箇所
1	pH	5.8以上8.6以下	浄水施設出口
2	臭気・味	異常でないこと	浄水施設出口
3	色度	5 度以下	浄水施設出口
4	濁度	2 度以下	浄水施設出口

水質管理目標値

	項目	水質	採水箇所
1	pH	5.8以上8.6以下	浄水施設出口
2	臭気・味	異常でないこと	浄水施設出口
3	色度	3 度以下	浄水施設出口
4	濁度	0.1度以下	浄水施設出口